

○大阪市立阿倍野防災センター 使用料免 除、還付及び後納に関する要綱

(平成16年4月30日)
(消防長訓(予)第8号)

最近改正 平成21年12月11日消防長訓(予)第9号

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市立防災センター条例（昭和56年大阪市条例第43号。以下「条例」という。）第11条の使用料の後納、第12条の使用料の免除及び第13条の使用料の還付について必要な事項を定めるものとする。

(使用料後納基準)

第2条 突発的な事故により前納が間に合わないときなど、正当な理由があると認められるときは、使用料の後納を認めることができる。

(使用料の免除)

第3条 使用料を免除するときの手続きは、次のとおりとする。

- (1) 申請者から第1号様式の使用料免除申請書（以下「免除申請書」という。）を2通提出させること
- (2) 免除申請書を受理したときは、その事情を厳正に審査のうえ事実を確認し、適当と認めたときに限り承認すること
- (3) 使用料を免除した場合は、当該申請に係る免除申請書の経過欄に免除した旨を朱書し、1通を保管するとともに、他の1通を申請者に返付すること

(使用料の還付)

第4条 使用料を還付しようとするときは、所定の手続きにより行うものとする。

(施行の細目)

第5条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則 (平21.12.11消防長訓(予)9)

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）（A4）

使用料免除申請書			
平成 年 月 日 大阪市 長 様 申請者 住 所 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕 氏 名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕 電話番号 () 印		次のとおり使用料の免除を申請します。 なお、申請内容と使用内容が異なると認められるときは、使用料の免除を取り消されても異議ありません。	
使用日時	平成 年 月 日 (曜日) 午 前 時 分 ~ 午後 時 分		
使用区分	全 室 ・ 半 室	予定人員	名
使用目的			
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄		
注 ※印は記入しないこと。			